

- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字府内 1323 番 2 及び同 1322 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 38.17 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 1 日
- 7 指定番号 上益城景建第 15 号

**熊本県公告第 80 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市松山町 669 番地の 1
- 2 築造者の氏名 合資会社稲葉住建
- 3 道路の位置 下益城郡松橋町大字豊福字西石田 2118 番 12
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 6.80 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 9 日
- 7 指定番号 宇城景建第 32 号

**熊本県公告第 81 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室 2012 番地
- 2 築造者の氏名 松野兼治
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字東道免 2093 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 68.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 10 日
- 7 指定番号 菊池景建第 65 号

**熊本県公告第 82 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎 975 番地
- 2 築造者の氏名 森川哲雄
- 3 道路の位置 玉名市秋丸字前 249 番 3 並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.20 メートルから 4.21 メートルまで
- 5 道路の延長 9.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 10 日
- 7 指定番号 玉名景建第 27 号

**熊本県公告第 83 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡松橋町大字両仲間 265 番地 3
- 2 築造者の氏名 梅田桂一
- 3 道路の位置 下益城郡松橋町大字久具 329 番地 5 及び同 337 番地 5
- 4 道路の幅員 6.00 メートルまで
- 5 道路の延長 47.83 メートル
- 6 指定年月日 平成 15 年 12 月 17 日
- 7 指定番号 宇城景建第 34 号

**熊本県公告第 84 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成 16 年 1 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市高平二丁目14番53号
- 2 築造者の氏名 株式会社川崎ハウジング
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字舞原字西320番9、同320番10及び同321番2
- 4 道路の幅員 5.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 131.33メートル
- 6 指定年月日 平成15年12月25日
- 7 指定番号 宇城景建第35号

**熊本県公告第85号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 鹿本郡鹿央町大字広43番地
- 2 築造者の氏名 川口成固
- 3 道路の位置 山鹿市鹿校通三丁目534番54及び同534番58
- 4 道路の幅員 4.10メートルまで
- 5 道路の延長 28.44メートル
- 6 指定年月日 平成15年12月26日
- 7 指定番号 鹿本企調第32号

**熊本県公告第86号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 福岡県古賀市花鶴丘三丁目2番7
- 2 築造者の氏名 柏尾利光
- 3 道路の位置 菊池郡西合志町大字須屋字山ノ上1968番3、同1968番6及び同1969番8
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 18.04メートル
- 6 指定年月日 平成16年1月13日
- 7 指定番号 菊池景建第68号

**熊本県公告第87号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 処分をした年月日  
平成16年1月22日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社 島田土木  
玉名市伊倉北方51番地  
代表取締役 島田 孝紀  
熊本県知事許可（般-13）第9757号
- 3 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社島田土木の代表取締役である島田孝紀は、平成15年10月22日、熊本地方裁判所において、刑法第250条及び同法第249条第1項の罪で懲役1年2月執行猶予3年の判決を受け、同年10月29日、その刑が確定している。  
このことが、建設業法第29条第1項第2号の「第8条第10号に該当するに至った場合」に該当する。

**熊本県公告第88号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年1月30日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字辛川字上屋敷1226番3  
999.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名